

告示第 1 4 9 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンスタイル尾道・DCMダイキ尾道店
所在地 尾道市天満町 2 2 7 番 2 8 外
- 2 変更した事項
別紙のとおり
- 3 届出年月日
令和 7 年 4 月 1 4 日
- 4 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号）
- 5 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
令和 7 年 4 月 1 5 日から令和 7 年 8 月 1 5 日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第 3 4 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 6 意見書の提出
法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
令和 7 年 8 月 1 5 日
 - (2) 提出先
尾道市役所産業部商工課

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置する者の名称・代表者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	

(変更後)

設置する者の名称・代表者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	令和7年3月1日 代表者変更
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代
表者の氏名

(変更前)

小売業者名		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	

(変更後)

小売業者名		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	令和7年3月1日 代表者変更
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	